

平成21年度町県民税の申告受付は下記のとおり公民館・集会所で行います

自治会名	受付日	受付時間
外間高層	2月9日(月)	午前9時～午前11時 会場:外間公民館
伊多伯	2月9日(月)	午前9時～午前11時
志多伯	2月10日(火)	午前9時～午前11時
高良	2月10日(火)	午前9時～午前11時
友寄	2月12日(木)	午前9時～午前11時
当銘	2月12日(木)	午前9時～午前11時
世名城	2月13日(金)	午前9時～午前11時
上田原	2月16日(月)	午前9時～午前11時
外間団地 第一団地 白川ハイツ	2月16日(月)	午前9時～午前11時 会場:白川ハイツ集会所
小城	2月17日(火)	午前9時～午前11時
屋宜原団地 屋宜原団地 県営屋宜原団地	2月17日(火)	午前9時～午前11時 会場:屋宜原公民館
東風平	2月18日(水)	午前9時～午後3時
大倉ハイツ 大東ハイツ	2月19日(木)	午前9時～午前11時 会場:大倉ハイツ集会所
宜次	2月19日(木)	午前9時～午前11時
富盛	2月20日(金)	午前9時～午後3時
具志頭	2月9日(月)	午後2時～午後4時
新城	2月10日(火)	午後2時～午後4時
後原	2月12日(木)	午後2時～午後4時
大県営大頓団地	2月13日(金)	午後2時～午後4時 会場:大頓公民館
安里	2月16日(月)	午後2時～午後4時
与座	2月17日(火)	午後2時～午後4時
仲座	2月18日(水)	午後2時～午後4時
港川	2月19日(木)	午後2時～午後4時
長毛 県営長毛団地	2月20日(金)	午後2時～午後4時 会場:長毛公民館
玻名城	2月21日(土)	午後2時～午後4時

【本庁舎(税務課)での受付】
H21.2/23(月)～3/16(月)

【東風平支所での受付】
H21.3/3(火)～3/5(木)
(午前9時～12時/午後1時～午後4時)

【確定申告の受付(本庁舎)】
H21.2/23(月)～3/16(月)

町県民税の申告が3月16日までに間に合わなかった方については、4/6(月)～4/10(金)までの受付となりますので期限内に申告をして下さいますようお願いします。

【お問い合わせ先】 八重瀬町役場 税務課
電話番号 098-998-9593

住民税の住宅借入金等特別税額控除について

平成20年分の所得税から控除しきれない住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）額が発生した場合、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

*但し、毎年申告が必要です。平成21年1月1日現在お住まいの市町村にて申告して下さい。

対象者 平成11年1月1日～平成18年12月31日までの間に入居した方

必要な物 源泉徴収票・認め印・年末残高等がわかる資料（住宅借入金等特別控除申告書や年末残高証明書等の写し）。→確定申告を行う場合は確定申告書提出時に行います。

障害者控除について

65歳以上の方で介護保険要介護認定を受けており、八重瀬町社会福祉課へ障害者控除対象者の認定申請をして、認定証の交付を受けられた方は、障害者控除が適用されます。

*障害者控除を受けようとする方は、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定証等を持参して申告を行っていただく必要があります。

寄附金税額控除について

個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました。

①都道府県・市区町村に対する寄附金税制の大幅な拡大

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、寄附金税制が抜本的に拡充されました。

都道府県・市区町村に対する寄附金の内、5千円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。

②都道府県・市区町村が控除対象となる寄附金を条例指定できる制度の創設

個人住民税の寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象の中から都道府県・市区町村が条例で定めるものが追加されます。

都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金の内、5千円を超える部分について税額控除されます。

*寄附金控除を受けようとする方は、領収書等を持参して申告を行っていただく必要があります。

町民税の減免について

天災その他特別の事情があり町民税納税が困難であると認められる場合、町民税の一部又は全部を減免致します。

例 生活保護対象者・疾病、傷害等で長期間再就職の見込みが無い者・災害等により被害を受けた者

その他、納税が困難な方は税務課にご相談下さい。

お問い合わせ先：八重瀬町役場税務課 098-998-9593